

# 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

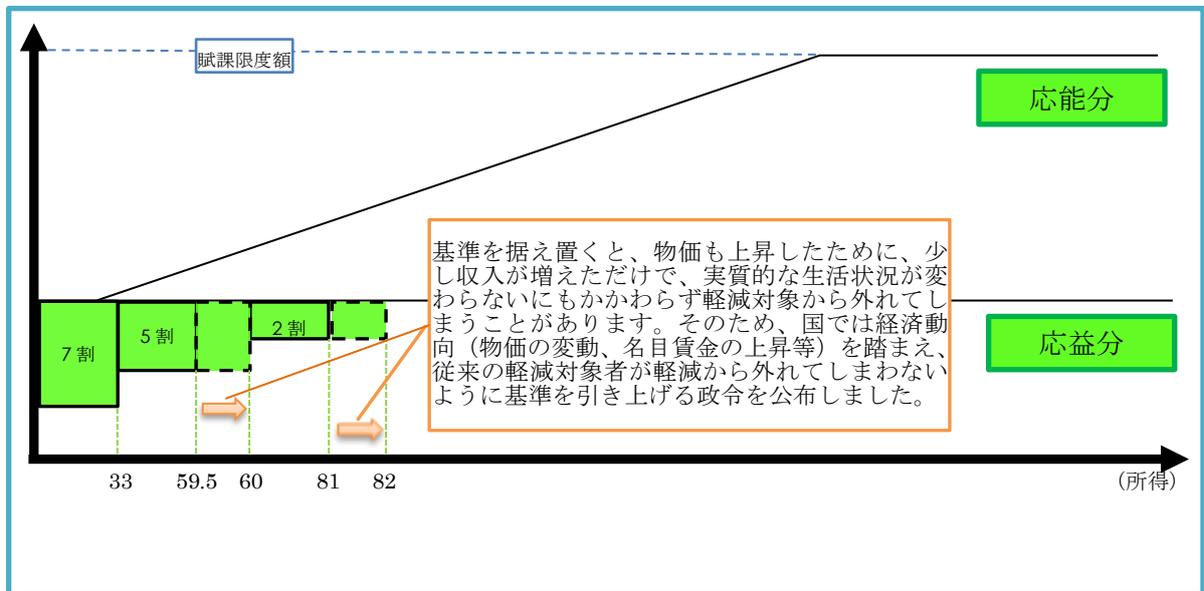
## 第1 内容

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準となる所得（軽減判定基準所得）の計算方法を図表1のように改めました。

図表 1

	平成 29 年度	平成 28 年度
7 割	330,000 円	330,000 円
5 割	330,000 円+ <u>270,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>265,000 円</u> ×被保険者数
2 割	330,000 円+ <u>490,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>480,000 円</u> ×被保険者数

図表 2 法定軽減拡大のイメージ（1人世帯の場合）



## 第2 経緯と今後の予定

平成 29 年 3 月 31 日 地方税法施行令の一部を改正する政令公布

同日、専決処分

平成 29 年 4 月 1 日 改正条例施行

※6月議会において、承認を求める予定

専決処分とは・・・本来、条例は議会の議決を経る必要がありますが、議会を招集する時間がなく緊急を要する時などは、市長は本来議会が議決すべき案件を決裁することができるかとされています（地方自治法第179条第1項）。その場合、市長は、専決処分後に初めて開かれる議会で専決処分を行ったことを報告し、承認を求めなければならないとされています（同第3項）。なお、承認を得られなかったとしても処分の効果に影響はありません。